教育カードローン規定 R2.4.1 新旧対照表

変更前

第6条(取引期限等)

【省略】

- 2.契約期限が到来した場合は次のとおりとします。
 - ①借主は契約期限の日以降、新たな貸越金の出金 は行えません。
 - ②借主は契約期限の日までにこの取引による<u>債務全額の返済を行うか、または証書貸付に切り替えるものとし、切り替え後は</u>この取引は当然に解約されたものとします。

【省略】

4)借主はローンカードを銀行に返却します。

第9条(自動引落し)

1.第7条による利息の支払いは、返済用預金口座から 預金通帳および払戻請求書によらず、自動引き落と しの方法により行います。ただし、返済用預金口座の 残高が利息支払額(損害金の支払いが必要な場合 にはそれを加えたもの)に満たない場合、その一部の 返済にあてる取扱いは行わないものとします。

【省略】

第13条(減額・中止・解約等)

1.第11 条および第12 条の各項の事由があるとき、金融情勢の著しい変化があるとき、その他相当の事由があるときは、銀行はいつでも極度額を減額し、貸越を中止し、またはこの契約を解除することができます。

2.借主はいつでもこの契約を解除することができるものと します。この場合、借主は銀行所定の書面により銀行に

変更後

第6条(契約期限)

【省略】

- 前項の契約期限が到来した場合は次のとおりとします。
 - ①借主は契約期限の日以降、新たな貸越金の出金 は行えません。
 - ②借主は契約期限の日までにこの取引による<u>債務全額について、返済を行うか、または証書貸付に切り替えた上で同証書貸付に基づく借入金をローン口座に直接入金することにより本取引による残債務の返済にあてるものとし、これにより本取引による債務全額の返済が行われた時点で</u>この取引は当然に解約されたものとします。

【省略】

④借主はローンカードを銀行に返却<u>または銀行が認め</u> る方法により専用カードを破棄するものとします。

第9条(自動引落し)

1.第 6 条に定める契約期限の到来に伴う残債務の返済、ならびに第7条による利息の支払いは、返済用預金口座から預金通帳および払戻請求書によらず、自動引き落としの方法により行います。ただし、第7条による利息の支払いについては、返済用預金口座の残高が利息支払額(損害金の支払いが必要な場合にはそれを加えたもの)に満たない場合、その一部の返済にあてる取扱いは行わないものとします。

【省略】

第13条(減額・中止・解約等)

1.第 11 条第 1 項もしくは第 2 項の各号のいずれか一つの事由が生じたとき、借主が暴力団員等もしくは第 12 条第 1 項各号のいずれかに該当したとき、第 12 条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をしたとき、または第 12 条第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき、金融情勢の著しい変化があるとき、その他相当の事由があるときは、銀行はいつでも極度額を減額し、当座貸越を中止し、または本取引を解約することができるものとします。

2.借主はいつでもこの契約を解除することができるものと します。この場合、借主は銀行所定の書面により銀行に

教育カードローン規定 R2.4.1 新旧対照表

通知します。

【追加】

3.前各項により、この契約が解約された場合、借主は直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。また極度額を減額された場合には、借主は、減額後の極度額を超える金額を直ちに支払うものとします。

【追加】

【追加】

第26条(規定の変更)

- 1.<u>この</u>規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況 の変化その他相当の事由があると認められる場合に は、銀行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の 方法で周知することにより、変更できるものとします。
- 2.前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

通知します。

- 3.返済用預金口座を解約する場合には、本取引は当然終了するものとします。
- 4.本取引が終了し、または解約された場合、借主は直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。また極度額を減額された場合には、借主は、減額後の極度額を超える金額を直ちに支払うものとします。
- 5.借主が死亡し、本契約に基づく貸越金利息等を含む 貸越残高がない場合は、相続人の了解および通知する ことなしに解約できるものとします。
- 6.本取引が終了しまたは解約された場合には、ローン口座は自動的に解約されるものとし、借主は、専用カードを銀行に返却または銀行が認める方法により専用カードを破棄するものとします。

第26条(契約の変更)

- 1.本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、銀行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- 2.第1項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。